

茨城県環境保全施設資金融資制度要項

(目的)

第1条 この要項は、県内の中小企業者が公害防止及び環境保全に資する事業並びに個人が「窒素又はりん除去型浄化槽」又は「窒素及びりん除去型浄化槽」(以下「高度処理型浄化槽」という。)を設置する場合及び公共下水道又は農業集落排水処理施設へ接続する場合に要する資金(以下「環境保全施設資金」という。)について、融資のあっ旋及び利子補給等を行うことにより、環境対策の推進を図り、もって県民の健康の保護と生活環境の保全に資することを目的とする。

(融資資金)

第2条 知事は、前条の目的を達成するため、毎年度予算の範囲内で環境保全施設資金の融資に必要な資金を、知事が指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に預託する。

2 取扱金融機関は、前項の規定により預託された資金の3倍以上の額を、自己の責任において融資するものとする。

(融資の対象者)

第3条 融資の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)に規定する中小企業者又は中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定する中小企業者で、次の条件に該当する者
 - ア 県内に工場又は事業場(以下「工場等」という。)を有し、原則として同一事業を引続き一年以上営んでいること。
 - イ 原則として公害関係法令等で定める特定施設を有すること。
 - ウ 県税に滞納がないこと。
- (2) 霞ヶ浦、涸沼及び牛久沼流域に専ら居住に用する戸建家屋を有し、県税に滞納がない個人

(融資対象事業)

第4条 融資の対象は、次の各号のいずれかに該当する事業(以下「融資対象事業」という。)とする。

- (1) 前条第1号に該当する者が行う、次のいずれかの事業
 - ア 公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業(共同で行う事業を含む。)
 - イ 公害防止のために工場等を移転する事業
 - ウ 環境への負荷低減に資する施設等の整備その他環境の保全に資する事業
- (2) 前条第2号に該当する者が行う、次のいずれかの事業
 - ア 高度処理型浄化槽の設置
 - イ 公共下水道への接続
 - ウ 農業集落排水処理施設への接続

(融資の条件)

第5条 第3条第1号に該当する者に対する融資の条件は、次に定めるところによる。

(1) 融資限度額

- ア 公害防止施設の設置又は改善その他公害防止に資する事業(共同で行う事業を含む。)に要する経費の80パーセント以内の額とし、一つの融資対象事業につき、2,500万円を限度額とする。ただし、知事が必要と認めるときには、限度額を超えて貸し付けることができる。
- イ 公害防止のために工場等を移転する事業に要する経費の80パーセント以内の額とし、一つの融資対象事業につき、2,500万円を限度額とする。ただし、知事が必要と

認めるときには、限度額を超えて貸し付けることができる。

ウ 環境への負荷低減に資する施設等の整備その他環境の保全に資する事業に要する経費の 80 パーセント以内の額とし、一つの融資対象事業につき、2,500 万円を限度額とする。ただし、知事が必要と認めるときには、限度額を超えて貸し付けることができる。

(2) 融資利率

融資利率は、次の表のとおりとする。

融資利率		
償還期間	保証無	保証付
3 年以内	年 2.1%	年 1.6%
3 年超 5 年以内	年 2.2%	年 1.7%
5 年超 7 年以内	年 2.3%	年 1.8%

(3) 融資期間

融資期間は 7 年以内とする。

(4) 償還方法

環境保全施設資金の償還は元金均等割賦償還とする。ただし、1 年以内の据置期間を置くことができる。

(5) その他

貸付及び償還の方法は、この要項に定めるもののほか、取扱金融機関の一般貸付の例による。

2 第 3 条第 2 号に該当する者に対する融資の条件は、次に定めるところによる。

(1) 融資限度額

ア 高度処理型浄化槽及び付帯施設の設置に関する経費全額。ただし、地方自治体等からの補助額を除くこととし、200 万円を限度とする。

イ 公共下水道への接続工事に関する経費全額。ただし、地方自治体等からの補助額を除くこととし、200 万円を限度とする。

ウ 農業集落排水処理施設への接続工事に関する経費全額。ただし、地方自治体等からの補助額を除くこととし、200 万円を限度とする。

(2) 融資利率

融資利率は、次の表のとおりとする。

融資利率		
償還期間	保証無	保証付
3 年以内	年 2.1%	年 1.6%
3 年超 5 年以内	年 2.2%	年 1.7%

(3) 融資期間

融資期間は 5 年以内とする。

(4) 償還方法

環境保全施設資金の償還は元金均等割賦償還とする。ただし、6 ヶ月以内の据置期間を置くことができる。

(5) その他

貸付及び償還の方法は、この要項に定めるもののほか、取扱金融機関の一般貸付の例による。

(申請手続・認定等)

第 6 条 融資を受けようとする者（以下「融資申込者」という。）は、環境保全施設資金融資あつ旋申込書（様式第 1 号、様式第 2 号、様式第 3 号）2 部に添付書類を添えて、関係市町村を経由して知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項の申込書を審査し、融資条件に該当すると認めたときは、融資申込者に融資対象認定書（様式第4号）を交付するものとする。
- 3 知事は、前項の融資対象認定書を交付したときは、関係市町村に通知（様式第5号）するものとする。
- 4 融資申込者は、第2項の認定書の交付を受けたときは、当該認定書に第1項により知事に提出した環境保全施設資金融資あっ旋申込書及び添付書類の写しを添付して、取扱金融機関所定の様式により、取扱金融機関に対して融資を申し込むものとする。
- 5 取扱金融機関は、前項の融資申込みを受けた場合は、速やかに融資の条件等について審査を行い、融資を行うことが適当であると認めたときは、融資申込者と金銭消費貸借契約を締結し、融資を行うものとする。
- 6 取扱金融機関は、前項の規定により融資を行う場合において、第3条第1号に該当する者への融資の条件として保証協会の信用保証が必要な場合は、あらかじめ保証協会に保証協会所定の様式に第4項の申請書及び添付書類の写しを添付して、保証を依頼するものとする。

（完了届）

第7条 この要項により融資を受けた者（以下「利用者」という。）が、融資対象施設等の整備が完了したときは、速やかに完了届（様式第6号）を関係市町村を経由して知事に提出するものとする。

（貸付金の預託・払戻）

- 第8条 この要項により取扱金融機関から融資がなされたときは、知事は融資実績に応じて、四半期終了後翌々月15日（休日等の場合は翌日）に取扱金融機関の茨城県知事名義の決済用預金に協調倍率に基づき県負担分を預託する。ただし、過年度貸付金の残高分については4月1日（休日等の場合は翌日）に預託するものとする。
- 2 預託金の預金金利は0%とし、預託に係る振込手数料は無料とする。
 - 3 取扱金融機関は上半期に利用者からの融資の返済等により、貸付残高が減少した場合、協調倍率に応じて差額を10月15日（休日等の場合は翌日）に県に返戻するものとする。また、年度末日に全ての預託金を県に返戻するものとする。

（利子補給）

第9条 この要項により、次の各号の事業について取扱金融機関から融資がなされたときは、知事は毎年度予算の範囲内で、次に定めるとおり、取扱金融機関に対し利子補給金を交付するものとする。

- (1) ダイオキシン類対策に係る施設等整備
利子補給率 0.6%
- (2) 霞ヶ浦流域外において、茨城県生活環境の保全等に関する条例（以下「生環条例」という。）第53条の規定に基づき、同条の小規模事業者が「茨城県小規模事業所排水対策指導要綱」に定める指導排水基準を満たすために行う排水対策
 - ア 高度処理（窒素又はりん除去、窒素及びりん除去）施設の新設及び既存処理施設の高度処理化に対応した改造
利子補給率 末端利率 無利子
 - イ 高度処理以外の污水处理施設の新設、改修
利子補給率 0.9%
- (3) 霞ヶ浦流域において、生環条例第42条の2第1項の規定に基づき、霞ヶ浦小規模特定事業者、茨城県霞ヶ浦水質保全条例第19条の2第1項の規定に基づき、霞ヶ浦小規模指定事業者及び同条第21条の2第1項の規定に基づき、霞ヶ浦一般事業者が行う排水対策で、排水に関する基準を満たす性能を有する污水处理施設の新設、改修
利子補給率 末端利率 無利子

- (4) 霞ヶ浦流域において、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第14条の規定により法第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設を含む。)を設置している工場又は事業場のうち、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル未満の者が行う排水対策で、排水基準を満たす性能を有する污水处理施設の新設、改修

利子補給率 末端利率 無利子

- (5) 霞ヶ浦流域において、家畜排せつ物の負荷を軽減するための施設の新設、改修

利子補給率 末端利率 無利子

- (6) 第3条第2号の該当者が行う、次のいずれかの事業

ア 高度処理型浄化槽の設置

利子補給率 末端利率 無利子

イ 公共下水道への接続

利子補給率 末端利率 無利子

ウ 農業集落排水処理施設への接続

利子補給率 末端利率 無利子

第10条 貸付金の貸付残高(延滞分及び償還期限経過後の債務に係るものを除く。)に応じ、取扱金融機関に対し交付する利子補給金の交付については、この要項に定めるもののほか、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)の定めるところによる。

第11条 利子補給金の交付を受けようとする取扱金融機関は、四半期ごとに、茨城県環境保全施設資金融資利子補給金交付申請書(様式第7号)に計算書を添付して、当該四半期の終了した翌月15日までに知事に提出するものとする。ただし、第4四半期については、終了の日をもって知事に提出するものとする。

第12条 規則第7条の規定による通知は、利子補給金交付決定通知書(様式第8号)によるものとする。

(利用者の遵守事項等)

第13条 利用者は、この要項及び関係機関との約定を遵守しなければならない。

2 知事は、申し込み関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、関係機関と協議して融資認定を取り消すことができる。

3 知事は、申し込み関係書類の不実記載、資金の目的外使用等この要項に違反する事実があると認めたときは、利子補給金の交付決定を取り消すことができる。

4 取扱金融機関は、第2項の規定による融資の認定の取り消しがあった場合においては、既に融資した資金の全部若しくは一部を償還させ、又は融資を行わないものとする。

5 取扱金融機関は、第3項の規定による利子補給金の交付決定の取り消しがあった場合においては、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(報告)

第14条 取扱金融機関は、融資を行ったときは、環境保全施設資金融資制度に係る融資決定・信用保証依頼報告書(様式第9号)により、実行した日から5日以内に知事に報告しなければならない。

2 取扱金融機関は、この要項に基づく四半期毎の融資状況について、当該四半期の終了した翌月の15日までに環境保全施設資金融資状況報告書(様式第10号)により知事に報告するものとする。

3 保証協会は、取扱金融機関から第6条第6項による保証依頼を受け、その審査を行った

ときは、速やかに、保証協会所定の様式により知事に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要項による融資について、取扱金融機関は、歩積、両建等の拘束預金は行わないものとする。

(補則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はその都度知事が定める。

付 則

- 1 この要項は、平成19年8月29日から施行する。
- 2 茨城県公害防止施設資金融資制度は廃止する。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、要項第9条第4号及び第5号の規定は、平成19年10月1日から施行するものとし、平成19年9月30日までの間、霞ヶ浦流域において事業者が行う排水対策については、なお公害防止施設資金融資制度要項第8条第2号又は第3号の規定を適用する。
- 4 この要項施行の際、現に茨城県公害防止施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現にこの要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現にこの要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成23年6月10日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現にこの要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成25年4月24日から施行し、改正後の茨城県環境保全施設資金融資制度要項は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成25年7月4日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現にこの要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要項施行の際、現にこの要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定に基づき融資した貸付金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、平成29年4月20日から施行する。
- 2 平成29年4月19日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制

度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和5年3月31日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要項は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 令和7年4月30日において、この要項による改正前の茨城県環境保全施設資金融資制度要項の規定により融資されている資金については、なお従前の例による。